

市道北ぶらくり丁線測量詳細設計業務委託

特 記 仕 様 書

都 市 再 生 課

(業務の目的・趣旨)

市道北ぶらくり丁線は、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかの実現に向けた道路事業の一つであり、都市再生整備計画「和歌山市中心拠点再生地区（ウォーカブル）」に位置付けられている。近年、北ぶらくり丁商店街のアーケードの老朽化が目立ち、商店街がアーケードを撤去する方針を固めていることを踏まえ、官民連携により歩いて楽しいウォーカブルな空間の創出を図るために必要となる道路空間の利活用調査および設計を行うことを目的とする。

(業務名称)

市道北ぶらくり丁線測量詳細設計業務委託

(業務内容)

道路詳細設計のために必要な与条件を整理、確定した上で、ウォーカブルな空間を創出するための、道路の線形やストリートファニチャー（ベンチや植栽等）の種類や配置等を調査し、関係機関と協議の上、図面に反映させる。

1 調査業務

北ぶらくり丁の再整備に向けた機運醸成や、長期的な地域の協力を見据えた計画を実現するため、より居心地の良いウォーカブルな空間を創出するための道路空間の在り方や使い方について、北ぶらくり丁商店街振興組合(理事長、副理事長、理事等)にヒアリングを実施し、道路施設および沿道施設を含めた道路空間の利活用について調査する。

(1) 北ぶらくり丁商店街振興組合とのヒアリング

ヒアリング 3回以上

上記、ヒアリング内容およびエリアの特徴を踏まえ、道路整備における設計条件、道路線形、排水施設計画、舗装デザイン等の居心地の良いウォーカブルな空間の創出に必要な事項を調査する。

また、商店街主体によるアーケードの撤去に伴い、さらなる居心地の良いウォーカブルな空間の創出に向け、市道北ぶらくり丁線の全区間で景観（修景）検討し、沿道を含むデザインコード（色彩、素材等）を検討し、その内容をパースに反映する。

さらに、商店街が自走できるスキームとして、道路の維持管理主体・役割、維持管理方法、また持続的な管理を実現する仕組み等について調査する。

(2) 報告書作成

業務報告書を作成する。具体的には、下記内容を成果とする。

調査結果報告書 A4製本3部、電子成果品1式

2 測量業務

- ・ 4級基準点測量 5点

市道北ぶらくり丁線の西端部から東端部に設置する。

- ・ 現地測量
 - 作業計画 1 業務
 - 現地測量 1, 760 m² 市道：約 220 m × 8 m
 - S = 1 / 500 現況地形図作成、細部測量、数値編集、数値地形図データファイルの作成
- ・ 路線測量 市道約 220 m
 - 作業計画、現地踏査、線形決定、仮 BM 設置測量、中心線測量、縦断測量、横断測量
- ・ 報告書作成
 - 測量成果報告書 A4 製本 3 部、電子成果品 1 式

3 設計業務

(1) 道路詳細設計

延長約 220 m 幅員約 8 m 市道本町線、本町和歌浦線、本町 19 号線、本町 20 号線の取合せを含む。予備設計資料は無い。現道市道区域の改修工事を想定し、幅員拡幅は行わない。また、市道本町 19 号線（1 車線）、20 号線（1 車線）の交差点を含むものとする。

具体的には下記内容を検討することとし、成果を作成する。

- ① 現地踏査
- ② 設計計画及び施工計画
- ③ 平面縦断設計、横断設計
- ④ 付帯構造物設計
- ⑤ 仮設構造物・排水設計
- ⑥ 歩道設計
- ⑦ 取付道・横断管渠等の設計
- ⑧ 道路環境関連施設の設計
- ⑨ 照明施設設計
- ⑩ 設計図
- ⑪ 数量計算書
- ⑫ 構造計算書
- ⑬ 照査報告書
- ⑭ 概算工事費の算出

(2) パース作成

事業完成後について、周辺風景、市道北ぶらくり丁線についてパースを作成する。具体的には、下記内容を成果とする。

- ・ 鳥瞰パース 1 枚程度
- ・ アイレベルパース 2 枚程度

(3) 報告書作成

業務報告書を作成する。具体的には、下記内容を成果とする。

実施設計報告書 A4 製本 3 部、電子成果品 1 式
 詳細設計図書 A4 製本 3 部、電子成果品 1 式

4 打ち合わせ協議

業務遂行に必要な打合せ協議（オンライン協議含む）を和歌山市都市再生課と実施する。協議回数は以下を想定する。打合せ記録については、議事録をとりまとめ提出するものとする。

- ・調査職員との打合せ協議 着手時、中間4回、成果物納入時の計6回
- ・道路管理者との協議 2回程度

5 貸与資料

貸与する資料は下記の通りとする。また、貸与する時期については、プロポーザル参加資格確認通知書の送付に併せて電子データで送付するものとする。

なお、貸与された資料は、発注者の許可無く他に公表や貸与しないこと。

- ①「北ぶらくり丁商店街の取り組み」
- ② 第3回アーケード撤去に向けた説明会における質問回答表
- ③「社会実験を通じた居心地が良く歩きたくなる道路空間検討業務」の実績報告書

6 その他

（1）本業務の遂行にあたっては、市との十分な打合せを行い、本業務を誠実に履行することとし、情報交換を必要に応じて行うこと。

（2）受注者は、本業務を実施する場合において、国等の動向、先進事例その他必要があると認められる資料を市に提供すること。

（3）本業務の遂行上必要な資料については、受注者の責任と負担において収集すること。

（4）本業務中に生じた事故並びに市および第三者に与えた損害に対しては、市の指示に従って、受注者の責任において処理するものとする。

（5）受注者は、本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守し、円滑に進めなければならない。

（6）現地調査等を行う際は、事前に市と内容、日程等を確認するとともに、市の方針を十分理解した上で実施すること。また、市民からの質疑・対応等には十分注意し、トラブル回避に努めること。

（7）受注候補者決定後、受注候補者の企画提案内容を踏まえ、受注候補者と和歌山市との協議により、仕様書の内容に変更が発生する場合がある。

（8）目的の達成にあたっては、地域の協力が不可欠であるため、対象区域にある北ぶらくり丁商店街振興組合の協力を得るとともに、北ぶらくり丁商店街振興組合が考える今後の方向性を理解したうえで緊密に連携して事業を実施すること。

7 位置図



8 法規制

区域区分：市街化区域

用途地域：商業地域 建ぺい率80% 容積率600%

防火地域 駐車場整備地区

和歌山市立地適正化計画：都市機能誘導区域「中心拠点区域（駐車場配置適正化区域）」